

伊賀市ＬＰガス料金負担軽減支援事業補助金

【公募要領】

令和５年４月１日

一般社団法人 三重県ＬＰガス協会内 補助金センター

ＴＥＬ : ０５９-２２７-６２３８

ＦＡＸ : ０５９-２２９-４６４８

ＨＰ : <https://www.miejpg.or.jp>

目次

I. はじめに	2
(1) 本要領について	2
(2) 申請にあたっての注意点	2
II. 本補助事業の概要	3
(1) 目的	3
(2) 概要	4
(3) 補助対象	4
(4) 値引きの実施	4
(5) 値引きの特例	5
(6) 本補助事業の補助対象者	5
(7) 事業の流れ	5
III. 本補助事業の補助対象者の要件	5
IV. 本補助事業の補助内容	6
(1) 内容	6
(2) 交付決定額	6
(3) LPガス料金の値引きの計算	7
V. 申請手続き等の概要	7
(1) 公募受付期間	7
(2) 申請方法	7
(3) 申請手順	7
(4) 審査方法	8
(5) 審査結果	8
(6) 申請情報の変更	8
(7) 申請取下げ	9
VI. 最終値引き後の手続きの概要	9
(1) 実績報告	9
(2) 精算払い	9
(3) 概算払い	9
VII. 不正及び不適切な行為の防止及び反社会的勢力の排除	9
(1) 不正の防止	9
(2) 不適切な行為の防止	10
(3) 反社会的勢力の排除	10
VIII. 個人情報の取り扱い	10
IX. お問い合わせ先	10

I はじめに

(1) 本要領について

伊賀市ＬＰガス料金負担軽減支援事業（以下「本補助事業」という。）のＬＰガス料金値引き原資に対する補助について公募を行いますので、事業の実施に当たり以下に定める事項に基づき、ご申請願います。

(2) 申請にあたっての注意点

1 本補助事業の趣旨をご理解いただき、ご申請ください。

本補助事業は、ＬＰガス料金の上昇により影響を受ける家庭・企業等の負担の緩和を図るためのものです。支援対象期間に合わせて恣意的な値上げを行うなど、本補助事業の趣旨を逸脱した行為は認められませんのでご注意ください。

2 本補助事業は、伊賀市補助金等交付規則（平成16年11月1日 規則第 76号。以下「規則」という。）及び伊賀市ＬＰガス料金負担軽減支援事業補助金交付規程（令和 5年 4月 1日付け）など関係法令等に基づき実施されます。

また、申請書類において、以下を宣誓いただきます。

①不正な補助金の交付の申請防止に係る誓約事項

②反社会的勢力排除に係る誓約事項

③ＬＰガスの販売業者の提供する個人情報等の取扱いに係る同意事項

④事業遂行上の課題・懸念等に対して、伊賀市ＬＰガス料金負担軽減支援事業の補助事業者である一般社団法人三重県ＬＰガス協会が設置する補助金センター（以下「協会が設置する補助金センター」という。）に事前報告し、協会が設置する補助金センターの決定事項に協力すること。

⑤伊賀市ＬＰガス料金負担軽減支援事業補助金交付規程（以下「交付規程」という。）に従うこと。

本補助事業の申請内容に虚偽がある場合や宣誓に違反した場合、不正受給が確認された場合は、交付規程に基づき交付決定取消となるだけでなく、補助金交付済みの場合、加算金を課した上で当該補助金の返還を求めることがあります。

3 一般社団法人三重県ＬＰガス協会による補助金の交付決定後でないと、補助対象となる値引き行為はできません。

交付申請書の審査の結果、補助金の交付（支払い）対象としての事業の実施を正式に認定する「補助金交付決定通知書」が送付されます。

4 契約消費者数が大幅に増加することにより、補助金交付決定額を上回るおそれがある場合は、「変更承認申請書」を提出し、その承認を受けなければなりません。

- 5 補助金交付決定を受けても、定められた期日までに実績報告書等の提出がないと、補助金は交付されません。

L P ガスの販売業者は、補助事業の終了後、補助事業で取り組んだ内容を報告する実績報告書を、定められた期日までに協会が設置する補助金センターに提出しなければなりません。なお、追加で協会が設置する補助金センターから提出を求められた書類については、定められた期日までに提出する必要があります。

定められた期日までに、実績報告書等の提出を協会が設置する補助金センターで確認できなかった場合には、補助金交付決定通知書を受領していても、補助金の受給対象外となります。

- 6 実際に交付される補助金は、「補助金交付決定通知書」に記載した交付金額より少なくなる場合があります。

補助金交付決定を受けても、実績報告書等の確認時に、各種要件を満たしていると認められない場合には、補助金の交付は行いません。また、交付すべき補助金額の額を確定した場合において、既にその額を超える概算払いが行われていたときは、その差額は返還することとなります。

- 7 補助事業関係書類は事業終了後 5 年間保存しなければなりません。

L P ガスの販売業者は、補助事業に関する帳簿及び証拠書類を補助事業が終了した日が属する年度の終了後 5 年間（令和 10 年度末まで）、協会が設置する補助金センターや伊賀市からの求めがあった際に、いつでも閲覧に供せるように保存しておかなければなりません。

また、会計検査院等による実地検査の対象になりますので、補助金を受けた者の義務として応じなければなりません。また、検査等の結果、仮に、補助金の返還命令等の指示がなされた場合には従わなければなりません。

- 8 L P ガスの販売業者は、本申請手続（公募要領）、交付規程に記載のない細部については、協会が設置する補助金センターからの指示に従うものとします。

補助事業における実施状況の確認のため、協会が設置する補助金センターが電話連絡や訪問を実施することがあります。また、偽りその他不正な手段により、補助金を不正に受給した疑いがある場合には、協会が設置する補助金センターとして、補助金の受給者に対し、必要に応じて現地調査等を実施します。

Ⅱ 本補助事業の概要

（１） 目的

国が総合経済対策において電気・都市ガス料金支援を実施する中、伊賀市内の 65%、約 2 万 6 千世帯が使用している L P ガスについても、その料金が高騰していることを受け、家庭・企業等の負担軽減を目的に実施するものです。

(2) 概要

伊賀市内でL Pガスを消費する家庭・企業等を対象に、伊賀市が指定する値引き額（以下「値引き額」という。）により、当該対象の1ガスメーター当たりのガス料金総額より400円の値引きを行ったL Pガスの販売業者に対して、その値引き原資を補助します。

(3) 補助対象

令和5年4月使用分から9月使用分まで（6ヶ月間、6回）のL Pガス料金の値引き

① 令和5年5月1日から10月31日までの間に行われる検針に基づいた値引き額が対象

※液石法(容器供給)の消費者の方は、4月検針も含まれます。（各販売事業者様により異なります。）

例) 5月検針数（調定メーター数）×値引き額400円(税抜き)=1回目 値引き額
6月検針数（調定メーター数）×値引き額400円(税抜き)=2回目 値引き額
7月検針数（調定メーター数）×値引き額400円(税抜き)=3回目 値引き額

② 月中で開栓・閉栓となった消費者も、値引きの対象となります。

③ 当該対象の値引き回数は6回まで（6か月間）、毎月検針が条件です。

(4) 値引きの実施

L Pガス料金の値引きは、原則、当該検針月又は検針翌月に行うこととし、原則10月末日までに実施するものとします。原則当月値引きを行ってください。ただし消費者に複数回まとめて値引きする旨、事前周知を行った場合は、6か月(6回)分の値引きをまとめて行うことも可能とします。原則、値引き実施時期のパターンは下表のとおりとします。

	パターン1(原則) 検針時に値引き(当月)	値 引 き 回 数	パターン1 検針月と使用分月が、 合致している場合。	値 引 き 回 数	パターン2 検針月と使用分月が ズレルケースがあ る。	値 引 き 回 数	パターン3 値引きが間に合わない 場合、前月と当月を合 わせて値引き	値 引 き 回 数	パターン4 6ヶ月分をまとめて 値引きの場合
	旧簡易ガス ※		液石		液石		液石		旧簡ガス・液石
補 助 対 象	4月検針		4月分	1回					1回～6回目の 値引き一括
	5月検針	4月分値引き実施	1回	5月分	2回	4月分	1回	1・2回目分値引き	1・2回
	6月検針	5月分値引き実施	2回	6月分	3回	5月分	2回	3回目値引き	3回
	7月検針	6月分値引き実施	3回	7月分	4回	6月分	3回	4回目値引き	4回
	8月検針	7月分値引き実施	4回	8月分	5回	7月分	4回	5回目値引き	5回
	9月検針	8月分値引き実施	5回	9月分	6回	8月分	5回	6回目値引き	6回
	10月検針	9月分値引き実施	6回			9月分	6回		

※ 簡易ガスの補助金値引きの場合は、特例認可申請が必要になります。5月検針は4月中旬までに申請が必要になります。

14条書面の書面交付も必要になります。

なお、値引きを実施した際は、家庭・企業等に対して、検針票及び別紙1. などにより、次のことを明示する必要があります。

- ・伊賀市L Pガス料金負担軽減支援事業補助金利用の値引きであること
- ・値引き額 検針ガスメーター1個当たり400円(税抜き)／月

記載例などについては、三重県L Pガス協会が設置する補助金センターがホームページで公開するQ & Aを御確認ください。

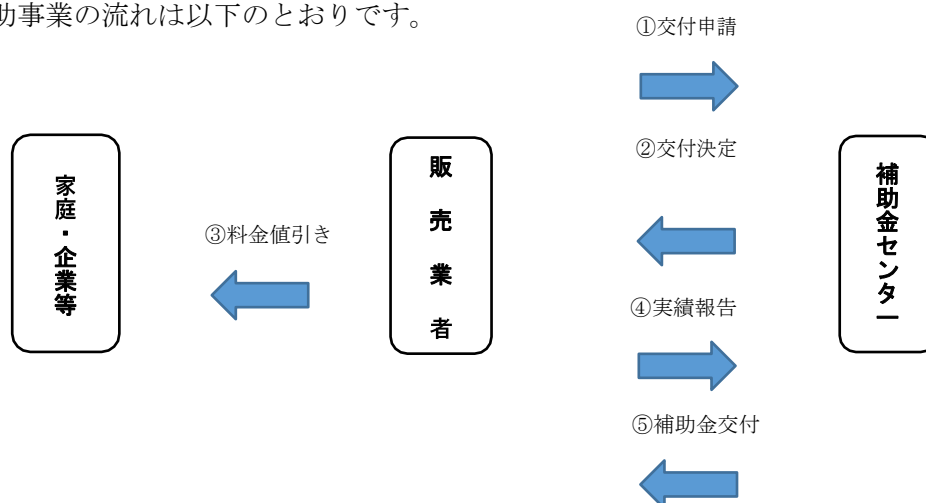
また、複数回まとめて値引きする場合は、値引き合計額の他に月ごとの値引き額、調定戸数（検針数）を記載してください。

（５） 本補助事業の補助対象者

本補助事業の補助対象者は、申請時において、Ⅲの要件を満たすL Pガスの販売業者とします。

（６） 事業の流れ

本補助事業の流れは以下のとおりです。



Ⅲ 本補助事業の対象者の要件

本補助事業の補助対象者は、以下の要件を満たし、別紙１に定める各誓約事項に同意する必要があります。

申請内容に虚偽があった場合や、要件を満たしていない場合は補助を取り消すことがあります。

1. L Pガスの販売業者（※１）であること
2. 伊賀市内でL Pガスを消費する家庭・企業等に対して、伊賀市が指定した値引き額での値引きを行い、当該事実を明示できること（※２）
3. 伊賀市又は協会が設置する補助金センターからの情報開示、広報への協力ができること
4. 原則として、令和５年５月検針分からの値引きが実施できること
5. 日本国内に金融機関の預貯金口座を有し、その口座を通じて日本円で本事業に係る精算を行うことができること
6. 法人等（個人又は法人をいう）代表者やその他の構成員が、各都道府県の暴力団排除条例の規定による暴力団、暴力団員、暴力団関係者等の反社会的勢力に該当しないこと

(※1) 液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律（昭和42 年法律第149 号。以下「液化石油ガス法」という。）第3条第1項の登録を受けた者及びガス事業法（昭和29 年法律第 51 号）第3条の登録を受けた者であって、家庭・企業等にL Pガスを販売する者をいう。

(※2) 原則として、次の項目を明示すること

①事前にリーフレット（協会が設置する補助金センターが各L Pガスの販売業者に配付）等において値引きの実施の周知

②請求書、検針票、WEB 明細等における本補助事業による値引き額

Ⅳ 本補助事業の補助内容

(1) 内容

伊賀市内でL Pガスを消費する家庭・企業等※を対象に、1 ガスメーター1月当たり400円の料金値引きを行ったL Pガス販売業者に対して、その値引き原資を補助します。

(※) 液化石油ガス法第2条第2項で規定される一般消費者等であり、伊賀市内でL Pガスを消費する者とする。また原則として体積販売で供給されている者とし、国又は地方公共団体により管理等が行われている施設は除く。

(2) 交付決定額

本補助事業の交付決定額は、L Pガス料金の値引き対象となる家庭・企業等の数を基に、原則として協会が設置する補助金センターが指定する以下の計算方法で算出します。

対象者	交付決定額
家庭・企業等 (体積販売※、国・地方公共団体の施設は除く。)	$400 \text{ 円/月} \times$ $\text{補助対象となる家庭・企業等の調定メーター数} \times 6 \text{ ヶ月}$

(※) 体積販売を対象とし、質量販売については、対象外とします。

Ⅴ 申請手続き等の概要

(1) 公募受付期間

令和5年4月1日（土）9時 ～ 令和5年4月14日（金）17時 必着

本公募は、締め切りを待たずに随時審査を行い交付決定いたします。

なお、値引き実施時期について「パターン1」を選択し、上記受付では、補助金の交付決定が当

該月検針による値引きに間に合わない場合は、受付開始前に、(一社)三重県L P ガス協会と調整の上、申請を行うことができます。

(2) 申請方法

申請は以下 WEB サイトの書類をダウンロード等し、郵送又は持参等によりご提出ください。

WEB サイト：<http://www.mielpg.or.jp>

E-mailアドレス：office@mielpg.or.jp

提出先住所：三重県津市柳山津興369番地の2

(一社) 三重県L P ガス協会内補助金センター

(3) 申請手順

- ① 本要領及び交付規程の内容を確認する。
- ② 申請書類を入手し、書類を作成する。
- ③ 申請書類及び必要な添付書類を協会が設置する補助金センターへ提出する。

【提出方法】協会が設置する補助金センターへ持参又は郵送の他、販売事業者が所属する各協議会で預かり、各協議会から協会が設置する補助金センターへ送付（この場合の送料は協会が負担）とすることも可能といたします。

【表①：補助金交付申請時に必要な書類】

番号	提出書類名	様式
01	伊賀市L P ガス料金負担軽減支援事業に係る交付申請書	様式第 1
02	誓約事項等 同意書	様式第1 の別紙

【表②：概算払い依頼時に必要な書類】

番号	提出書類名	様式
01	伊賀市L P ガス料金負担軽減支援事業 補助金概算払依頼書	様式第 9-2
02	納税証明書	※必須

※納税証明書（発行日から 3 か月以内のもの）

市税事務所が発行する全税目の市税に未納がないことの証明書を提出してください。
 使用目的「6 補助金交付申請のため」 証明事項「1 県税に未納がないこと（全税目）」
 提出先「2 その他（一般社団法人三重県L P ガス協会内補助金センター）」

（４） 審査方法

事務局は、L P ガスの販売業者が以下の要件を満たしているか審査を行います。

- ① Ⅲに規定する要件をすべて満たすこと
- ② 協会が設置する補助金センターが指定する「伊賀市L P ガス料金負担軽減支援事業補助金交付規程」の交付基準を満たしていること

※審査内容についてお答え致しかねますので、ご了承ください。

（５） 審査結果

審査結果は、協会が設置する補助金センターからの通知にてお知らせします。

（６） 申請情報の変更

申請した内容については、変更承認等を受けることで変更や追加をすることができます。申請情報の変更が必要になった場合は、速やかに協会が設置する補助金センターに連絡してください。変更や追加の内容によっては、承認されない場合や、申請を取り消す場合があります。その際は、協会が設置する補助金センターの指示に従ってください。

○申請時の販売業者の報告義務

L P ガスの販売業者は、申請時に補助期間中における廃業、L P ガス事業の撤退等により本補助事業を遂行できなくなることが明確である場合やその懸念がある場合には、速やかに協会が設置する補助金センターに対してその旨を報告する義務があります。

また、自社と取引等の関係を有する販売業者が廃業、撤退等による本補助事業の遂行に支障が出ることが明確である場合や、その懸念があると把握される場合にも、速やかに協会が設置する補助金センターにその旨を報告する義務があります。

L P ガスの販売業者による上記の報告義務の違反が、協会が設置する補助金センターの調査にて明らかになった場合は、協会が設置する補助金センターの決定する対応方法に従うことになります。

（７） 申請取下げ

交付決定通知を受けた場合において、当該通知に係る申請内容又はこれに付された条件に不服がある場合には、当該申請を取り下げることができます。取り下げる場合は、速やかに協会が設置する補助金センターに連絡してください。

Ⅵ 最終値引き後の手続きの概要

（１） 実績報告

最終の値引きを実施後、実績報告書を提出していただきます。実績報告書には、補助事業（値引き）を行った家庭・企業等の一覧表を合わせて提出していただきます。

協会が設置する補助金センターが、実績報告書や帳票等の確認を行い、額の確定について通知します。

【表③：実績報告時に必要な書類】

管理番号	提出書類名	様式
01	伊賀市ＬＰガス料金負担軽減支援事業 補助金に係る実績報告書	様式第 7
02	補助事業（値引き）を行った家庭・企業等の一覧表	※

※一覧表には、①管理番号等個人が識別できるもの、②家庭・企業等の各値引き回のＬＰガスの調定メーター数及び値引き額を記載すること。 ※システムより出力されるデータでも可。

また、協会が設置する補助金センターが無作為に選んだ家庭・企業等（１０件程度）について、値引きの事実が確認できる検針票・請求書等の写しを提出すること。

（２） 精算払い

額の確定通知を受けた後、**請求書(様式第9-1)**を提出していただきます。協会が設置する補助金センターは、請求書をもって、補助金の精算払いを行います。

（３） 概算払い

補助金は、原則、最終値引き実施後に精算払いとしますが、精算払いでは本補助事業の遂行が著しく困難である場合は、交付申請の段階で概算払依頼書を協会が設置する補助金センターに提出してください。協会が設置する補助金センターが審査し、妥当性が認められた場合に限り、概算払いによる早い時期での支払いを行うこととします。

なお、交付すべき補助金額の額を確定した場合において、既にその額を超える概算払いが行われていたときは、その差額は返還していただくこととなります。

Ⅶ 不正及び不適切な行為の防止及び反社会的勢力の排除

（１） 不正の防止

ＬＰガスの販売業者による架空の申請や水増し報告等の不正請求※等については、厳正に対処します。

※参考：不正請求について

偽りその他不正の行為（詐欺、脅迫、贈賄その他の刑法（明治 40 年法律第 45 号）各条文に規定するものをいう。）に触れる行為の他、刑法上の犯罪を構成するに至らない場合であっても、故意に申請又は報告情報等に虚偽の記入を行う又は偽りの証明を行うことにより、本来受けることができない金銭の支払いを受け、又は受けようとする事。

（２）不適切な行為の防止

L P ガスの販売業者が、①補助金相当分をあらかじめ単価に上乗せする等、支援対象期間に合わせた値上げを恣意的に行うこと、②補助金による値引きの価格を営業資料の料金表示に用いること等、本補助事業の趣旨に反する行為を行った場合には、補助対象としない他、必要に応じて関係法令等による処分を行うことがあります。

（３）反社会的勢力の排除

L P ガスの販売業者は、本補助事業を遂行するにあたり、反社会的勢力※の関与、参画その他如何なる形式の影響力の行使について、排除しなければなりません。

※参考：反社会勢力について 以下のいずれかに該当する者をいう。

- ① 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 2 号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）
- ② 暴力団員（同法第 2 条第 6 号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）又は暴力団員でなくなった日から 5 年を経過しない者
- ③ 暴力団準構成員
- ④ 暴力団関係者
- ⑤ 総会屋、社会運動標ぼうゴロ、政治活動標ぼうゴロ、特殊知能暴力集団等
- ⑥ その他前各号に準ずる者

Ⅷ 個人情報の取扱い

本補助事業により協会が設置する補助金センター（その委託先を含む。）が L P ガスの販売業者から入手した個人情報等については、適切な保護措置を講ずるものとし、本補助事業の業務の範囲内でのみ使用します。

Ⅸ お問い合わせ先

一般社団法人 三重県 L P ガス協会内 補助金センター

TEL：059-227-6238

FAX：059-229-4648

E-mail：office@mielpg.or.jp

営業時間：平日午前 9 時～午後 4 時 30 分（土曜、日曜、祝日、年末年始を除く）